

脇田庄太郎、明治33年に美保関における潜水器漁業の許可願いを提出

島根縣知事河野忠三殿

同縣同國同郡同村大字美保関漁業者惣代

島根縣令即鳥取縣西伯郡聯合外海漁業組合取締人

田中末太郎

酒井万四郎

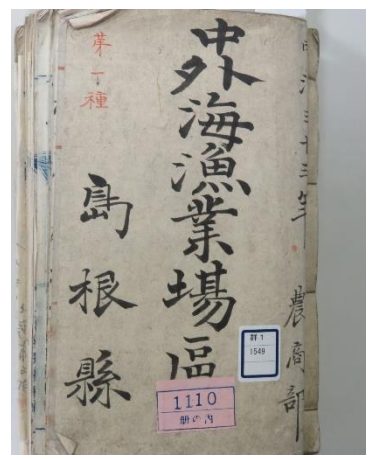
潜水器漁業願

公使美保関村大字美保関地先ノ潜水器漁業ノ使用ノ鮑海産採取仕度ヲ規則ニ義ノ遵守可ト莫ク許可相成度聞係者連署村長加印ヲ以テ此般奉願也

明治三拾三年貳月十日

島根縣隱岐國知夫郡宇賀村九拾八番屋敷平良同縣出雲國八束郡美保関村大字美保関實直於五番屋敷門脇田庄太郎方寄留

脇田庄太郎



漁業場区の拝借願い

結尺拾貳分ノ量

元標ノ草標測点	方位貳拾七拾九度	距離百參拾五間
元標ノ草標測点	方位貳拾六拾四度	同 百貳拾五拾間
草標測点	方位百七拾四度	同 百
草標測点	方位百七拾四度	同 百參百五拾間
草標測点	方位七拾五度	同 百
草標測点	方位五拾四度	同 百五拾間
草標測点	方位貳拾七度	同 百五拾間
草標測点	方位參百參度	同 七拾五拾間
草標測点	方位參百八拾八度	同 七拾間
草標測点	方位百八拾四度	同 百

右場區使用期前開持借仕度又通船行路也漁業者坊宮等ノ不仕美保関許可被成下度聞係村浦惣代及近隣場區借用主共ノ外海漁業取締人連署聞係村長加印ヲ以テ此般奉願也

明治三拾三年貳月十日

島根縣隱岐國知夫郡宇賀村九拾八番屋敷平良出雲國八束郡美保関村大字美保関

場區拝借願

八束郡美保関村大字美保関字長濱ノ字地蔵ノ鼻ノ經ノ字赤島ニ至ル地先

潜水器漁業場區海面及別十八番參拾四町先及六畝拾五歩五合

但使用期限明治參拾叁年貳月十一日ヨリ明治參拾四年十二月三十一日迄ノ年以内ニ於テ貳拾五日

元標美保関村大字美保関字獅子ノ鼻ノ道路中中央水建設

豫備占同村同大字字小畑東鼻松樹

量參拾参百六拾度

島根縣知事河野忠三殿

百貳拾五番屋敷門脇田庄太郎方寄留

同縣同國同郡同村大字九拾六番屋敷

美保関村大字美保関漁業者惣代

田中末太郎

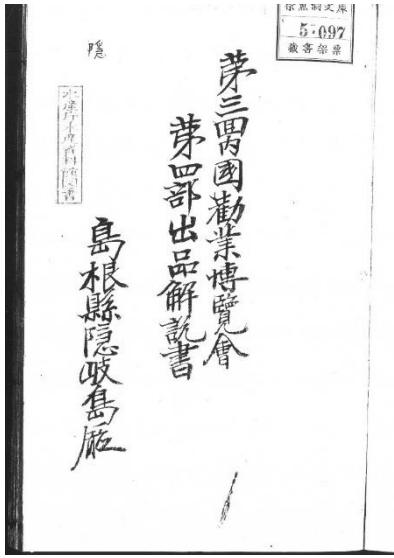
宇野市大衛門

島根縣令即鳥取縣西伯郡聯合外海漁業組合取締人

酒井万四郎

資料2

島根県隠岐島庁「第三回内国勸業博覧会 第四部出品解説書」  
 (明治 23 年、中央水産研究所図書資料館所蔵)



産地並ニ製造場  
 島根縣管下隠岐國周吉郡西村ノ近海字松島、岩窟内ニ

第一號	第二號	第三號
物	名	
海驢油	海驢膽	海驢皮
方	音	
出	人	名
島根縣管下隠岐國周吉郡西村 近海字松島 岩窟内 野木傳吉		

ニ捕獲自宅内ニテ製造ス

捕獲ニ季節ナシト臣氏入梅ノ候ハ製皮腐敗シ島々且ツ  
 暗昉ニ之シキヲ以專テ春季ニ於テ捕獲ス其法ニテ網ト  
 杯フル長サ玖尋縦九尋ニシテ細ハ麻等ヲ細ヒ製ス其  
 大サ細引位ノモノニシテ目板六寸及七寸ノ函形ヲ以テ  
 製シタルモノ也レヲ使用スルノ法ハ夜間松島岩窟ニ數  
 頭乃至數十頭ノ海驢安息スルヲ以テ未明ニ該島ニ至リ  
 靜カニ窓口ニ網ヲ張リ后々舟ヲ入レテ呼喚シテ該群ヲ  
 驚カシ而シテ舟ヲ群獸ノ后ニ回シ網ニ追撲クルナリ

製造並保存

以テ煮煮スル(強火ニ共セサル様注意シ)日ト暫時ニシテ  
 油ノ釜中ニ溢ルヲ待テ汲ミ取り樽又ハ石油ノ空罐油元ヲ  
ホリ出ス  
 ニ詰メ貯メ  
 茅ニ蹄ハ肉ヲ割キ膽ヲ取り出シ其後少串ニ貫キ陰乾シ  
 テ貯メ  
 茅ニ蹄ハ捕獲后直ニ皮ヲ剥キ流水ニ浸シ草鞋ヲ穿テ肉  
 面ニ付キタル方ヨリ能ク踏洗シ后々竹ニテ縦横緩テキ  
 様注意シテ張ルナリ

沿革

古来ヨリ生育スルモ往時ハ捕獲スルモノナシ然レニ當  
 国知丈郡浦郷村ノ内美田郡里ノ近海ニ於テ捕獲セルヲ  
 以テ今ヲ距ルニ十年以前近村西村田中ノ二郡ナルモノ



美田部ヨリ実業者ヲ雇ハ入レ網ニ以テ捕獲セシイアリ  
 シモ五六年前ノ右該獸ノ来ルノ之シクナルト共ニ其業ヲ  
 廢シテ来昨今ニ至ルマテ松島ニ於テ網ヲ使用シタルノ  
 ナシ本年六月ニ至リ該業ヲ再興シ九ノ一ヶ月ノ間ニ五  
 十テ頭ヲ捕獲セシモ入梅ノ候ニ際セシヨ以テ收益甚タ  
 薄ク為ゾニ捕獲ヲ中止シ冬春期ニ至リ大ニ捕獲ノ業ヲ  
 擴張セントス

所長並ニ初用

第一號ハ機械ニ塗抹シ又ハ燈油ニ供ス  
 第二號ハ匠師ニ之キ村落ニテハ該乾貯ヲ貯ヘ置キ腹痛  
 或ハ下痢等ノ際少許ヲ服スレハ大ニ其効アリ  
 第三號又ハ數シテ事ヲ數物トス又ハ小切ト為シテ種々細

工物ノ用ニ供シ又湿気ヲ防クノ効アルヲ以テ特ニ火藥  
 囊ニ適スルハ人ノ知ル所ナリ

販路

未タ一定ノ販路ナシ

産出並ニ製造高總計

第三號ニテ年産出馬 製造高五十枚

第二號ハ一巻ノ年産出馬 製造高萬石

第一號ハ一巻ノ年産出馬 製造高四十個

代價高總計

第三號ニテ年産出代價凡金 製造品代價五拾圓

第二號ニテ年産出代價凡金 製造品代價五拾圓

第一號ニテ年産出代價凡金 製造品代價五拾圓

沿革

古来ヨリ生育スルモ往時ハ捕獲スルモノナシ然ルニ当  
 国知夫郡浦郷村ノ内美田部里ノ近海ニ於テ捕獲セルヲ  
 以テ今ヲ距ル二十年以前近村西村田中才二郎ナルモノ  
 美田部ヨリ実業者ヲ雇ヘ入レ網ヲ以テ捕獲セシ事アリ  
 シモ五六年ノ后該獸ノ来ル事乏シクナルト共ニ其業ヲ  
 廢シ尔来昨今ニ至ルマテ松島ニ於テ網ヲ使用シタル事  
 ナシ本年六月ニ至リ該業ヲ再興シ凡ソ一ヶ月ノ間ニ五  
 十テ頭ヲ捕獲セシモ入梅ノ候ニ際セシヲ以テ收益甚タ  
 薄ク為ゾメニ捕獲ヲ中止シ冬春期ニ至リ大ニ捕獲ノ業ヲ  
 擴張セントス

※美田部ニ三度

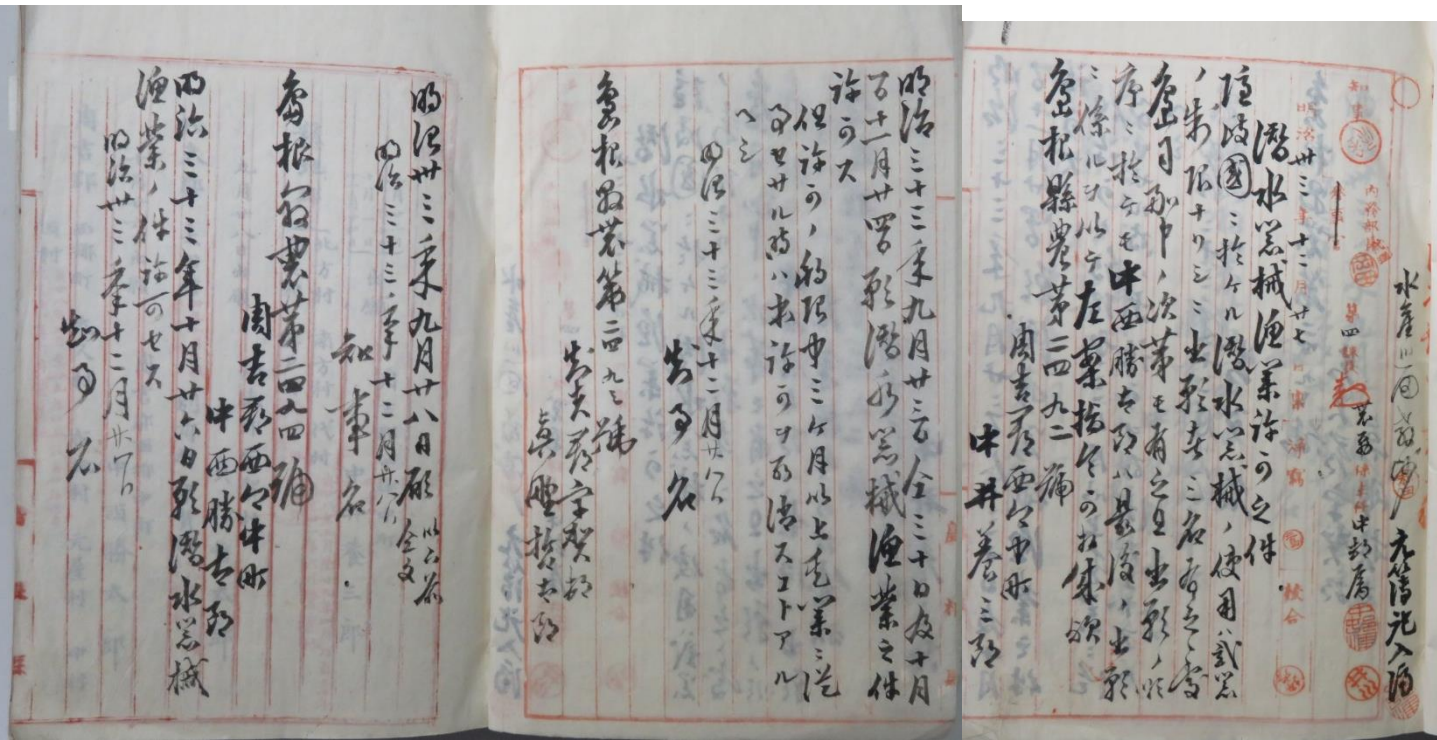
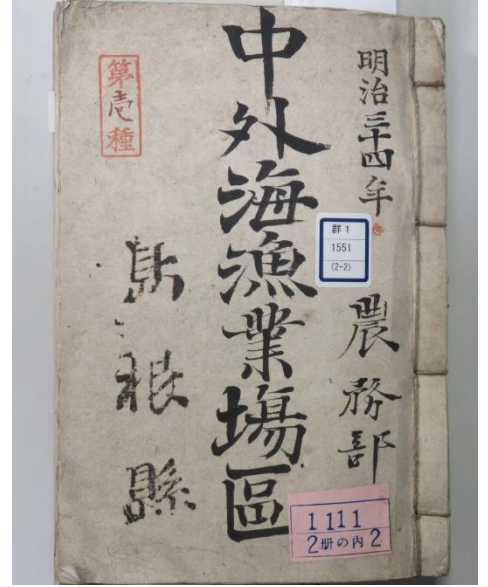
※「松島」は、中村の白島崎に散在する島々のなかの  
 ひとつ。





資料4

島根県農務部「中外海漁業場区」  
(明治34年、島根県公文書センター所蔵)



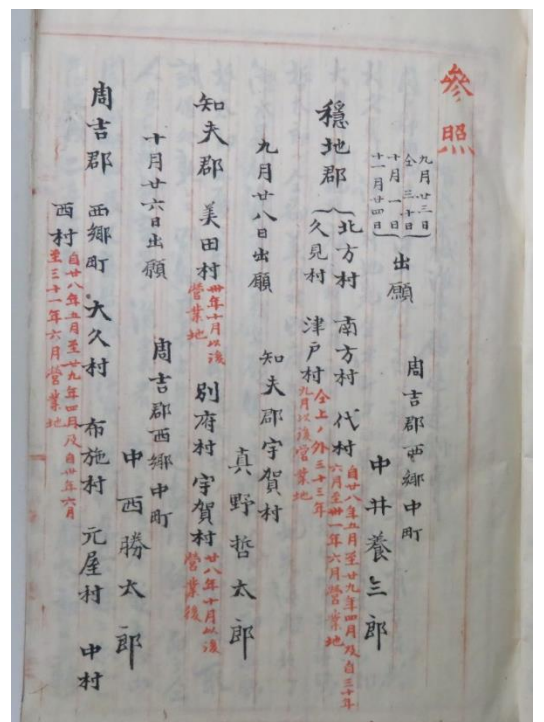
参照

中井養三郎  
穩地郡

北方村・南方村・代村：明治28年2月～29年4月・  
同30年6月～31年6月営業地  
久見村・津戸村：同上の外33年9月以後営業地

真野哲太郎  
知夫郡

美田村：明治30年10月以後営業地  
別府村・宇賀村：明治28年10月以後営業地





島根縣知事屋尾校田啟

謹啓

伏見村水三庄手長

中井養三郎

早乙女西鶴

謹啓

潜水船撤漢業績

私義地郡之見村地先之於多潜水船撤漢

御許可相成度少出水産能長見

所記三年三月廿九日

周吉郡西中町百五十五番

中井養三郎

早乙女西鶴

謹啓

別紙圖面三通、相違無之候也

周吉郡西中町百五十五番屋敷

中井養三郎

謹啓

早乙女西鶴

謹啓

別紙圖面三通、相違無之候也

周吉郡西中町百五十五番屋敷

中井養三郎

謹啓

早乙女西鶴

謹啓





竹島領土編入沿革(二)

所定、島根縣では海鼠採取の有利なること  
を知り、且つ潜水器の有害なることを見  
て取つても無く邦人の海鼠採取、潜水器  
使用を厳禁したために喧嘩兩成敗となつた、  
是れが明治十九年より二十五年頃までの間  
の事である。  
ソコデ己むを得ず浦蘆斯徳の失敗の殘物を  
收めて朝鮮全羅、忠清地方の沿海を潜水器  
で彷彿したけれども格別の事は無かつた、  
二十六年郷歸して郷里沿海の模様を漁夫等  
に就て詳細に聞取り、海鼠が澤山生息して  
居ることを信じ、種々熱心に其無謀なる冒  
険を警告するものあるにも拘はらず、斷乎  
として却け、九州から漁夫を連れ歸つて試  
験して見ると、却々好成績を奏するので曩  
に大事を取つて注告した先生達をアツと喫  
驚せしめたのであつた、  
引續き二十七八九年は御來屋を本據として  
潜水器漁業を営み、其間隠岐 石州の沿海  
に於ても飽取を試み着々好果を奏し「長崎  
商報」は爲めに伯州産海參の名目の下に相  
場を掲載するに至つた、  
然るに三十一年に至り、例の地方費四百圓  
隠岐四郡費九百八十圓の補助金を以て巾着  
網の試験をやることになつて、潜水器の方  
は一時休業して、山小光正、谷尾範吾など  
云ふ先輩と北冥社なるものを組織し、盛ん  
と遣つたが、巾着網其物は有望有利に相違

竹島領土編入沿革(二)

第三日午前  
十日に害  
は市  
に就て詳細に聞取り、海鼠が澤山生息して  
居ることを信じ、種々熱心に其無謀なる冒  
険を警告するものあるにも拘はらず、斷乎  
として却け、九州から漁夫を連れ歸つて試  
験して見ると、却々好成績を奏するので曩  
に大事を取つて注告した先生達をアツと喫  
驚せしめたのであつた、  
引續き二十七八九年は御來屋を本據として  
潜水器漁業を営み、其間隠岐 石州の沿海  
に於ても飽取を試み着々好果を奏し「長崎  
商報」は爲めに伯州産海參の名目の下に相  
場を掲載するに至つた、  
然るに三十一年に至り、例の地方費四百圓  
隠岐四郡費九百八十圓の補助金を以て巾着  
網の試験をやることになつて、潜水器の方  
は一時休業して、山小光正、谷尾範吾など  
云ふ先輩と北冥社なるものを組織し、盛ん  
と遣つたが、巾着網其物は有望有利に相違

云ふ先輩と北冥社なるものを組織し、盛ん  
と遣つたが、巾着網其物は有望有利に相違  
ないけれども短期の日月に好成績を収めや  
うと云ふことは殊更水産業に於ては不可能  
の事であるので、果敢々々しい成績が無い  
爲め、紛々たる俗論に誤られて氏は連中よ  
り排斥除名せられ、是れが爲め潜水器で蓄  
積した多少の財産は悉く磨つて仕舞ひ、信  
用は全く無くなり、爾來失敗又失敗で、負  
債山の如く非常な困難を嘗めたのである、  
而して其當時から潜水器業者が度々竹島へ  
行きて飽を取つて歸來するものがあつて、一  
番振つて海鼠獵を始めたところか云ふこと  
を度々勸誘するものがあつた、ケレド巾  
着網の痛手は容易に癒われないのみならず、  
海鼠を獵して果して利益があるか無いが頗  
る雲を攫むやうな話ではあるし躊躇して居  
るうち三十六年に至り島前の漁民中に試験  
的にヤルものがあると云ふことになつたの  
で空しく拱手して他に先きんせられるべき  
で無いと云ふので奮然海鼠獵を始めること  
になつた、  
併しなから如何にも冒險的の事業であるから  
友人は切に説いて其無謀を諫止する、あ  
る潜水器業者は沒常識であることを嘲笑し  
た、それから島前で先きに試験的にやつて  
失敗した漁夫等も實際上より抑止した、其  
外嘲罵の聲は非常に喧嘩を極めたのであつ  
たが、其時一番遣らして呉れと頼んだ人は  
小原と云ふ歩兵軍曹であつた、